

○大野城市男女共同参画条例（平成18年3月30日条例第7号）

○大野城市男女共同参画条例

平成18年3月30日条例第7号

大野城市男女共同参画条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第9条）
- 第2章 基本的施策（第10条—第18条）
- 第3章 苦情等の処理（第19条—第24条）
- 第4章 大野城市男女共同参画審議会（第25条—第28条）
- 第5章 雑則（第29条）

附則

日本国憲法では、個人の尊重と法の下での平等がうたわれており、我が国では、男女平等推進の国際的潮流の中で、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の批准や「男女共同参画社会基本法」の制定など、男女平等の実現に向けた様々な取組がなされてきた。

大野城市においては、県下に先駆けて「男女共同参画都市宣言」を行い、男女共同参画に関する計画を策定するなど、男女共同参画社会の形成を目指してきた。

しかしながら、性別による人権侵害や固定的役割分担意識が、社会のさまざまな分野で根強く残っている。

これらを解消し、すべての市民がその個性と能力を尊重され、平和で心豊かに暮らしていくためには、男女共同参画社会の実現が重要である。

よって、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市における男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事業者等、教育に携わる者及び自治組織の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- （2）積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- （3）ドメスティック・バイオレンス 配偶者等、親密な関係にある者に対する身体的、精神的、性的及び経済的な暴力をいう。
- （4）セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動により、相手方の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又はその生活環境を害することをいう。
- （5）市民 市内に居住、通勤、通学する者又は市内を活動の拠点とする者をいう。
- （6）事業者等 市内において、営利、非営利を問わず、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- （7）自治組織 区、自治会等、市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された組織をいう。

（基本理念）

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- （1）男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的又は間接的であるかを問わず、性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- （2）性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択を妨げることがないように、社会における制度や慣行をできる限り中立なものとする。

とするよう配慮すること。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、お互いの協力と社会の支援の下に、次世代を担う子の養育、家族の介護その他の家庭生活において、家族の対等な一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における活動に参画できるよう配慮されること。
- (5) 教育の果たす重要性にかんがみ、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画を推進する視点が採り入れられること。
- (6) 男女の対等な関係の下に、互いの性及び妊娠、出産等について相互理解を深め、生涯を通じて健康と安全な生活を営む権利が尊重されること。
- (7) 性に基づくあらゆる暴力が根絶されること。
- (8) 男女共同参画の推進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、平和を基盤とした国際的な協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下「共同参画施策」という。）を主要な政策として位置付け、総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者等、国及び他の地方公共団体と相互に連携を図るとともに協力するよう努めなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に当たっては、必要な財政上の措置を講じなければならない。
- 4 市は、市における政策の立案及び決定の過程における男女共同参画の推進のために、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) 附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときには、当該機関における男女の数がいずれか一方の性に偏らないよう努めること。
 - (2) 性別にかかわらず、職員の能力及び意欲に応じた登用を図るため、職域の拡大、能力向上の機会の確保に努めること。
 - (3) 性別にかかわらず、職員が、子の養育及び家族の介護等、家庭における責任を果たすことができるように、職場環境づくりを積極的に行うこと。
- 5 市は、その実施する施策の全般にわたり、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に基づき、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その事業又は活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する調査及び共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、その事業又は活動を行うに当たり、男女が共同して参画する機会を確保するよう努めるとともに、就業又は活動と家庭生活との両立ができる環境の整備に努めなければならない。

(教育に携わる者の責務)

第7条 教育に携わる者は、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において、男女共同参画の推進に果たす教育の役割の重要性を考慮し、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

(自治組織の責務)

第8条 自治組織は、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることにかんがみ、組織の運営や地域活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画を積極的に推進するとともに、市が実施する共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による差別的取扱いの禁止)

第9条 何人も、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野において、性別による人権侵害及び差別的取扱いを行ってはならない。

- 2 何人も、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「基本計画」という）を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき共同参画施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、大野城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第11条 市長は、毎年1回、共同参画施策の実施状況及びその評価についての報告書を作成し、これを公表するものとする。

(調査研究)

第12条 市は、共同参画施策を実施するに当たり、情報の収集及び分析その他の調査研究を行うものとする。

(教育及び学習の充実)

第13条 市は、市民の男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育の場において男女共同参画に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(支援)

第14条 市は、市民及び事業者等の男女共同参画に対する関心と理解を深めるための啓発、情報提供その他必要な支援を行うものとする。

2 市は、自治組織に対し、当該自治組織における方針決定過程への男女共同参画の推進を図るための支援その他必要な支援を行うものとする。

3 市は、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれない対等な関係により、家庭、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における活動の機会に共同して参画できるよう、必要な支援を行うものとする。

4 市は、男女が共に家庭生活と、職場、学校、地域その他のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるよう、必要な支援を行うものとする。

(人権侵害等の防止及び被害者支援)

第15条 市は、ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメントを防止する施策を講じるとともに、これらの被害を受けた者等に対し、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(事業実施施設)

第16条 大野城まどかぴあ設置条例（平成7年条例第17号）第3条の規定により設置された大野城まどかぴあ男女平等推進センターは、市の共同参画施策の具体的な事業を実施するための施設とする。

(推進体制)

第17条 市は、共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備に努めるものとする。

(相談への対応)

第18条 市は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関し、市民又は事業者等から相談の申出を受けた場合には、関係機関又は団体との連携を図り、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 苦情等の処理

(施策等に関する苦情の処理)

第19条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関として、大野城市男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

2 市民及び事業者等は、市が実施する共同参画施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策若しくは措置及びそれらに関わる職員の行為についての苦情（以下「苦情」という。）がある場合は、苦情処理委員に申し出ることができる。

3 苦情処理委員は、前項の規定に基づき苦情の申出があった場合において、必要に応じて調査を行い、市の施策又は措置及びそれらに関わる職員の行為が男女共同参画の推進を阻害するものと認めるときは、前条の施策を行う機関に対し、是正又は改善の措置を講じるよう勧告することができる。

4 前項の勧告を受けた機関は、苦情処理委員の勧告を尊重しなければならない。

(関係機関との連携)

第20条 苦情処理委員は、前条に掲げる職務を行うに際しては、市、県及び国の関係機関等と連携を図るよう努めなければならない。

(組織)

第21条 苦情処理委員は、3人以内とし、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。ただし、苦情処理委員のすべてが、男女いずれか一方によって占められてはならない。

2 苦情処理委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 苦情処理委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

(兼職の禁止)

第22条 苦情処理委員は、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員を兼ねることができない。

2 苦情処理委員は、市と取引関係のある法人その他の団体の役員又は苦情処理委員の公平かつ適切な職務の遂行に利害関係を有する職業と兼ねることができない。

(守秘義務)

第23条 苦情処理委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

(解嘱)

第24条 市長は、苦情処理委員が心身の故障のため職務に堪えないと認める場合、又は職務上の義務違反その他苦情処理委員としてふさわしくない言動があると認める場合は、委嘱を解くことができる。

第4章 大野城市男女共同参画審議会

(大野城市男女共同参画審議会の設置)

第25条 共同参画施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、大野城市男女共同参画審議会（以下「審議会」という）を置く。

(所掌事務)

第26条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 市長の諮問に応じて、基本計画の策定及び変更に関して調査審議し、意見を述べること。

(2) 基本計画の実施状況に関する年次報告書の内容についての報告を受け、必要に応じて、これに関する意見を述べること。

(3) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項に関して調査審議し、市長に意見を述べること。

(組織)

第27条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者、市民及び関係団体の代表者のうちから市長が委嘱する。

3 委員のうち、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。ただし、任期を通算して6年を超えることはできない。

(守秘義務)

第28条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。職を退いた後も同様とする。

第5章 雑則

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成19年4月1日から施行する。